

報 告 第 33 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年12月6日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

⑤

処 分 書

専 決 第 1 7 号

損害賠償の額の決定について

公用車の交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成28年9月23日

新居浜市長 石 川 勝 行

1 損害賠償の額 98万1,000円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

平成28年8月22日午後4時頃、城下町6番6号地先路上において、公用車が進行方向転換のため前進した際、相手方テラス及びカーポートに接触し、破損させた。